

# 寄附は NO!

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは時期や理由を問わず法律で禁止されています。  
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることは禁止されています。

## 有権者は求めない!



お中元・お歳暮



運動会や  
スポーツ大会への  
飲食物の差し入れ

選挙のめいすいくん



お祭りへの  
寄附や差し入れ



落成式・開店祝いの  
花輪



町会の集会や旅行等の  
催し物への寄附や  
飲食物の差し入れ



病気見舞い



葬式の  
花輪・供花



入学祝い・  
卒業祝い



結婚祝い・  
香典

# 政治家は贈らない!